



申込締切
2月29日
売切次第
販売終了

売主
東京都港区芝公園 2-10-1 住友不動産芝園ビル 8F
株式会社 SRJ
TEL : 03-5425-6534 FAX : 03-5425-6535

買主

| | | | |
|------|---|-----|--|
| 住所 | 〒 | | |
| 会社名 | | 塾名 | |
| 電話番号 | | FAX | |

本注文書裏面（または別紙）の特約条項を確認しました。記載の条件で、下記のとおり注文致します。

| 品目 | 単価 | 数量 | 金額 |
|-----------------|------------|----|----|
| 桜盆栽（10～50鉢まで） | ¥3,500 / 鉢 | | ¥ |
| 桜盆栽（51～100鉢まで） | ¥3,200 / 鉢 | | ¥ |
| 桜盆栽（101～300鉢まで） | ¥3,000 / 鉢 | | ¥ |
| 桜盆栽（300鉢以上） | ¥2,800 / 鉢 | | ¥ |
| 合計 | | | ¥ |

※送料は別途費用がかかります

| | |
|----------------|---|
| お届け先 ※送料が変わります | <input type="checkbox"/> 生徒の自宅に届ける <input type="checkbox"/> 塾にまとめて送る（お届け宛先、電話番号： 〒 TEL:) |
|----------------|---|

※生徒の自宅へ送付の場合、お届け先の情報（住所、名前、電話番号など）は、別途ご提出いただきます

| お届け先 都道府県 | 個数 | お届け 希望時期 | 備考欄 |
|-----------|----|--|--|
| | | <input type="checkbox"/> 2月22日～28日 <input type="checkbox"/> 2月29日～3月6日 <input type="checkbox"/> 3月7日～13日 <input type="checkbox"/> 3月14日～20日 <input type="checkbox"/> その他 月 日～ 月 日 | 具体的なお届け日の 日にち指定をご希望の場合は こちらにご記載ください。 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | |
|----------|--|
| メッセージカード | <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 |
| | ※デザイン・文言は変更できません。 ※送り先によって、 要・不要のご指定をしていただくことはできません。 |

送付先：SRJ 東京本部 FAX : 03-5425-6535 TEL: 03-5425-6534

特 約 条 項

1. この契約は、買主が、売主から受注確認書を受領したときに成立するものとします。
2. 商品の所有権及び商品に関する危険は、商品の引渡しと同時に売主から買主に移転するものとします。
3. 買主は、商品の引渡しを受けた後直ちに検査を行い、その結果を売主に通知するものとします。検査遅延によりに生じた損害は、買主の負担とします。買主が、検査完了後直ちに売主に瑕疵又は数量不足を通知しなかったときは、買主はこれを理由として、この契約の解除又は代金減額、損害賠償、補修若しくは追完を請求することができないものとします。
4. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故その他売主の責めに帰すことのできない事由（これらの事由が、商品の生産者又は仕入先において生じた場合も含まれます。）によって、又は商品の生産者若しくは仕入先の倒産によって、売主の買主に対する債務の履行が遅延し若しくは不能となった場合、売主は買主に対し、引渡遅延若しくは不能の責めを負わないものとします。上記の事由によって、売主による債務の履行が遅延し若しくは不能となった場合、又はそのおそれがある場合には、売主は買主に対し契約条件の変更を申し入れることができるものとします。売主・買主間で条件変更につき合意が調わないときは、売主は、この契約を解除することができるものとします。売主は条件変更又は解除によって生ずる買主の損害について責めを負わないものとします。
5. 売主が、商品の仕入先から、商品の購入契約に関し、石油、ガス、電力、原材料等の不足、その他著しい経済情勢の変動を理由に、納期の延長、価格の改訂、数量若しくは品質等の変更の要求を受け又は上記購入契約の全部若しくは一部の解除の要求を受けたときは、売主は、商品の仕入先からの要求に準じ、この契約の納期の延長、価格の改訂、数量若しくは品質等の変更又はこの契約の全部若しくは一部の解除を買主に要求することができるものとします。買主が売主の要求に異議のある場合には、売主及び買主は、直ちに協議のうえ、以後の措置につき決定するものとします。売主・買主間で協議の調わない場合には、売主はこの契約を解除することができるものとします。売主は条件変更又は解除により生ずる買主の損害について責めを負わないものとします。
6. 買主が、売主の提供する商品を引き取らない等この契約の履行を怠った場合には、売主は、何時にても商品を買主の計算において任意に処分するのうえ、その売得金をもって買主に対する損害賠償債権を含む一切の債権の弁済に充当し、不足額あるときは、買主に請求することができるものとします。なお、売主は、商品を処分した場合には、遅滞なくその旨を買主に通知するものとします。
7. 買主が売主に対する債務の弁済を1回でも遅滞したとき、差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、若しくは破産その他倒産手続の開始の申立がなされたとき、事業の全部を譲渡し若しくはその決議をしたとき、支払不能の状態に至ったとき、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合、自らが債務者である電子記録債権に係る債務が支払期日に支払われなかった場合その他支払停止状態に至ったとき、又は、競売を申し立てられ、若しくは仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知を受けたときは、売主から何らの通知又は催告を受けることなく、また買主にその他債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、売主から何らの催告を受けることなく単なる通知によって、買主は売主に対する一切の債務について、期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を売主に弁済するものとします。
8. 買主が前項に掲げる事由の一に該当した場合、売主は、買主に対する催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちにこの契約を解除することができるものとします。また、売主の売り渡した商品が買主に現存するときは、当該商品を売主が動産売買先取特権に基づき差押えすることを買主は異議なく承諾するものとします。商品の引渡し後、売主がこの契約を解除した場合、買主は、直ちに自己の費用と責任において、商品を売主の指示する場所に返還するものとします。なお、売主の買主に対する損害賠償の請求を妨げません。
9. 売主が買主に対し債権を有しかつ債務を負担しているときは、売主は、当該債権の弁済期が到来していなくとも、当該債権と当該債務とを対当額をもって相殺することができるものとします。
10. 買主は、売主の書面による同意を得ない限り、この契約に基づき売主に対して有する一切の権利を第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとします。
11. 買主が代金債務の弁済を遅延したときは、買主は、売主に対し支払期日の翌日から完済の日まで、遅延した金額について、日歩金5銭也の割合による遅延損害金を支払うものとします。
12. 売主は商品の仕入れ先に対して、商品の梱包、指定場所への発送業務等を委託することを買主は承諾するものとする。
13. 売主が売主に起因する原因により買主に損害を与えた場合、売主が買主に対して賠償する額はいかなる場合も、買主が直接かつ通常蒙った損害に限るものとし、かつ本契約の金額を上限とします。
14. 本件送付先は、買主から売主への第三者提供になります。第三者提供に関する法的諸要件を履行いただくようお願いいたします。